

4 - 6 利子所得等の課税状況

	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額
公 債	5,998,644	898,597	65,732,339
社 債	20,741,818	3,102,976	3,020,641
預貯金	郵便貯金	631,679,539	129,690,184
	銀行預金	83,040,161	6,375,657
	銀行以外の金融機関の預金	28,393,941	3,545,634
	勤務先預金の利子	10,543,952	65,503
	合同運用信託の収益の分配	5,564,033	3,546,830
公社債運用信託の収益の分配	156,717	23,492	40
小 計	786,118,805	117,655,123	211,976,828
定期積金の給付補てん金等	9,291,682	1,391,894	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	2,408,187	373,269	1,718
割引債の償還差益	-	-	-
合 計	797,818,674	119,420,286	211,978,546
15 年 分	935,309,661	140,187,606	280,448,859
14 "	1,460,119,891	218,021,756	403,533,195
13 "	4,847,781,942	724,684,009	1,187,534,546
12 "	4,021,257,880	601,329,472	1,155,639,300

調査対象等：平成16年2月から平成17年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

4 - 7 配当所得の課税状況

	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	人	千円	千円	人	千円
...	...	827,500,393	126,935,864	...	122,206,592
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	...	1,322	181	...	1,424
合 計	...	827,501,715	126,936,045	...	122,208,016
15 年 分	...	808,829,742	127,498,411	...	121,419,244
14 "	...	819,175,392	163,835,036	...	105,617,881
13 "	...	683,469,948	136,693,817	...	97,161,528
12 "	...	738,148,416	147,629,559	...	35,498,843

調査対象等：配当等の支払者から平成17年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成16年2月から平成17年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(単位 千円)

税 分	合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
120,592,695	192,323,678	898,597	公 債
191,599,628	215,362,087	3,102,976	社 債
2,103,842	763,473,565	94,625,595	預貯金
8,400,854	97,816,672	12,372,493	郵 便 貯 金
25,935,904	57,875,479	4,222,312	銀 行 預 金
-	10,609,455	1,577,835	銀行以外の金融機関の預金利子
91,895	9,202,758	831,823	勤務先預金の利子
170	156,927	23,492	合同運用信託の収益の分配
348,724,988	1,346,820,621	117,655,123	公社債運用信託の収益の分配
1,205,658	10,497,340	1,391,894	小 計
-	2,409,905	373,269	定期積金の給付補てん金等
-	-	-	匿名組合契約等に基づく利益の分配、
-	-	-	生命保険等の差益
349,930,646	1,359,727,866	119,420,286	割引債の償還差益
361,658,612	1,577,417,132	140,187,606	合 計
359,880,565	2,223,533,651	218,021,756	15 年 分
595,503,385	6,630,819,873	724,684,009	14 "
646,162,627	5,823,059,807	601,329,472	13 "
			12 "

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（小額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
人	千円	千円	千円	千円	
...	-	-	949,706,985	126,935,864	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
...	-	-	2,746	181	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
...	-	-	949,709,731	126,936,045	合 計
...	10,431,858	3,411,576	940,680,844	130,909,987	15 年 分
...	16,485,422	5,725,131	941,278,695	169,560,167	14 "
...	13,232,146	4,487,013	793,863,622	141,180,830	13 "
...	18,813,537	6,150,922	792,460,796	153,780,481	12 "

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。